

## 『国民健康保険税』の算出方法が改正されます

国民健康保険法施行令が改正されたことに伴い、平成28年度課税分から次のとおり変更になります。

### ◆「医療分」、「後期高齢者支援金分」の課税限度額を2万円引き上げます

平成28年度国保税率等 【( ) 内は改正前適用額】

区分	医療分	後期高齢者支援金分	介護分
所得割	6.0%	2.9%	3.2%
資産割	7.0%	3.0%	4.5%
均等割	18,000円	8,500円	9,000円
平等割	20,000円	7,000円	8,000円
課税限度額	<b>54万円</b> (52万円)	<b>19万円</b> (17万円)	16万円

### ◆5割軽減、2割軽減の判定用所得を引き上げます

平成28年度国保税軽減判定基準 【( ) 内は改正前適用額】

減額区分	所得区分
7割軽減	世帯主と加入者の前年の所得金額の合計額が33万円以下
5割軽減	世帯主と加入者の前年の所得金額の合計が33万円+26万5千円(26万円)×加入者数以下
2割軽減	世帯主と加入者の前年の所得金額の合計が33万円+48万円(47万円)×加入者数以下

▼問い合わせ先 市民課 国保年金係

## 『医療給付制度』等が改正されます

### ◆入院時の食事代が、1食260円から360円に引き上げとなります

低所得者、指定難病・小児慢性特定疾病患者及び平成28年4月1日時点で、すでに1年を超えて精神病床に入院している患者については、1食260円のままとなります。

### ◆海外療養費の支給申請における添付書類が追加されます

- ・旅券等、渡航した事実が確認できる書類(写)
- ・保険者が海外療養を担当した者へ照会することに関する同意書

### ◆国民健康保険の葬祭費支給額を30,000円から50,000円に引き上げます

平成28年4月1日以後の葬祭から適用されます。

▼問い合わせ先 市民課 国保年金係



## 『国民年金』の保険料が改正されます／口座振替がお得です

「国民年金」の保険料は、毎年度改正されます。平成28年度は前年度より670円引き上げられ、月額16,260円になりました。毎月の保険料は、日本年金機構から4月上旬に送られる納付書により、期日までにお支払いください。

納付の窓口は、金融機関(ゆうちょ銀行を含む)又はコンビニエンスストアです。

### ■前納制度があります

国民年金には、まとめてお支払いいただくと保険料が割引になる制度があります。

1年前分納用又は半年分前納用の納付書をご利用いただくと、1年分では3,460円、半年分では790円が割引となります。1年分・半年分前納の振り込み期限は平成28年5月2日(月)ですので、ご注意ください。

この他に、前納しようとする月から平成29年3月までの期間の保険料をまとめて支払うことができますが、別の納付書が必要となりますので、小諸年金事務所へご連絡ください。

### ■お得で安心な口座振替

現金での毎月納付は、1か月早くお支払いいただいても割引はありませんが、口座振替が1か月早くなる「早割制度」を利用すると、当月分の保険料は当月末に振替になり、毎月50円が割引されます。

また、2年前納制度もあり、2年間で15,690円の割引になり、さらにお得になります。

毎月納付をご希望の方には、払い忘れ防止のためにも口座振替をおすすめします。手続きは、お近くの金融機関や小諸年金事務所です。持ち物は、通帳・届出印・基礎年金番号のわかるもの(年金手帳等)です。

※口座振替による前納は、より割引額が増えてお得ですが、申込期間が限られています。詳細は、お問い合わせください。

▼問い合わせ先 ・小諸年金事務所 ☎22-1080  
・市民課 国保年金係